

## 借家の立退きQ & A 74

(3704)

### 【正誤のお知らせ】

平成 27 年 7 月 14 日

㈱住宅新報社 出版・企画グループ

TEL 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 145 上から 11 行目 ～最終行を削除して、新規 追加	そして、一番怖いことは、あの阪神・淡路 大震災の際に適用された～老朽化された借 家の放置には、このように多くのリスクを 伴うのです。	ところで、大規模災害が発生して、老朽化 した借家を倒壊させると、阪神・淡路大震 災の際に適用されたように「罹災都市借地 借家臨時処理法」が発動されることがあり ました。しかし、この法律は、元の借家人 に対し優先的に有利な条件で入居を認めさ せるなどあまりに借家人などを優遇し過ぎ るとして平成 25 年に廃止されました。その 代わりにできた「大規模な災害の被災地 における借地借家に関する特別措置法」（通称 「被災借地借家法」）では、家主が借家を建 替える際に借家人への通知義務を負わせる に留まっています。